

新型コロナウイルス感染症予防接種費用償還払いを申請される皆様へ

ご注意！償還払い金額には上限があります。予防接種費用の全額が償還払いされるとは限りません。

北九州市では、定期接種となる市民が、やむを得ない理由により、福岡県外の医療機関、県内（市外）の県医師会非加入の医療機関で予防接種法に基づく新型コロナウイルス感染症予防接種を受け、接種先で接種費用を負担された場合、その接種費用について、償還払いを受けられる制度があります。

原則として接種した月の翌月末までに、お住まいの区役所保健福祉課で申請手続きをしてください。

来所が困難な場合は、郵送でも構いません。

その場合は、書類に不備がないようご注意ください。

対象となる予防接種

新型コロナウイルス感染症予防接種

必要書類

○新型コロナウイルス感染症予防接種費用償還払い申請書（様式1）

○予診票の写し

○医療機関が発行した領収書の原本

○振込先口座が確認できるものの写し（通帳の写し等）

※申請者名義の口座

○減免対象となる場合は、減免対象者であることが確認できる書類の写し

「介護保険料納入通知書（保険料段階が1～3段階のもの）」「生活保護受給証明書」

「介護保険負担限度額認定証」「介護保険特定負担額認定証」「後期高齢者医療限度適用標準負担減額認定証」（※有効期限内のもの）等

お振込みについて

「予防接種費用償還金交付決定（却下）通知書」を送付いたしますので、金額等は通知書でご確認ください。

原則、償還払いの申請を受領した月の翌月末を目途に、申請口座へお振込みします。

お問い合わせ・申請書類郵送先

各区役所保健福祉課地域保健係へ

・門司区保健福祉課	〒801-8510	門司区清滝一丁目1番1号	331-1888
・小倉北区保健福祉課	〒803-8510	小倉北区大手町1番1号	582-3440
・小倉南区保健福祉課	〒802-8510	小倉南区若園五丁目1番2号	951-4125
・若松区保健福祉課	〒808-8510	若松区浜町一丁目1番1号	761-5327
・八幡東区保健福祉課	〒805-8510	八幡東区中央一丁目1番1号	671-6881
・八幡西区保健福祉課	〒806-8510	八幡西区黒崎三丁目15番3号	642-1444
・戸畑区保健福祉課	〒804-8510	戸畑区千防一丁目1番1号	871-2331